

別紙

答申（情）第157号

## 答 申

### 1 審査会の結論

島根県知事（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は妥当である。

### 2 本件諮問に至る経緯

(1) 令和4年3月12日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成12年12月26日島根県条例第52号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づく公文書公開請求があった。

(2) 本件公文書公開請求の内容は、次のとおりである。

ア 島根県庁（島根県松江市殿町にある事業場）について、令和3年4月1日から6月30日までの間に、

(ア) 労働安全衛生法の規定に基づいて事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料、及び

(イ) 労働安全衛生法の規定に基づいて事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

イ 島根県庁（島根県松江市殿町にある事業場）について、令和3年7月1日から9月30日までの間に、

(ア) 労働安全衛生法の規定に基づいて事業場で選任されている産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料、及び

(イ) 労働安全衛生法の規定に基づいて事業場で選任されている衛生管理者自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果が分かる資料

(3) この請求に対して実施機関は、令和4年3月28日付けで、作業場等の巡視としての記録は作成しておらず、当該公文書は存在しないという理由により2件の非公開決定（以下「本件決定」という。）を行った。

(4) 審査請求人は、本件決定を不服として令和4年4月16日付けで審査請求を行った。

(5) 実施機関は、条例第20条第1項の規定に従い、令和4年11月24日付けで当審査会に諮問書を提出した。

### 3 審査請求人の主張

#### (1) 審査請求の趣旨

対象文書が存在しないとする行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求める。

#### (2) 審査請求の理由

審査請求人の審査請求書による主張の要旨は次のとおりである。

ア 対象文書が存在しないとする行政処分及び「公開しない理由」の提示は労働安全衛生法及び労働安全衛生規則の規定に違反している状態であるか、又は、公文書の作成及び記録の観点から不合理である。よって、行政処分を取り消し、さらに対象文書を特定し、新たに公文書を公開するとの裁決を求める。

イ 労働安全衛生規則第15条第1項において、産業医の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「毎月一回以上（中略）少なくとも二月に一回」とされている。2つの対象期間の初日から末日までの間に、それぞれ満3月が経過しているので、少なくとも2月に1回の頻度が履行されているならば、2つの対象期間にそれぞれに少なくとも1件以上の巡視結果に関わる資料があつてしかるべきであり、2件の行政処分では、対象文書の特定が不十分である。

ウ 産業医や事業者が法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場等の巡視の記録を産業医又は巡視に同行した職員が作成していると予想することは社会通念上合理的である。

エ 島根県公文書等の管理に関する条例第6条において、「実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微な場合を除き、条例の制定又は改廃及びその経緯、個人又は法人の権利義務の得喪及びその経緯その他の事項について、文書を作成しなければならない。」とされている。つまり島根県において、基本的に公文書作成の措置義務があるとされている。

オ ひとたび、島根県が使用する地方公務員が島根県知事等の任命権者を相手取り、国家賠償法第1条第1項の規定に基づき、島根県の安全配慮義務違反を論点に訴訟を行う際、産業医の作業場等の巡視をいかに適切に実施しているかについて主張しなければならない可能性はある。これは仮定の問題ではなく、これまでこうした訴訟が起こらなかったから、今後未来永劫起こりえないものではないからである。そうした行政訴訟においては、島根県が安全配慮義務をいかに適正に果たし、かつ、国家賠償法第1条第1項の「故意又は過失によって違法に」には当たらないことを主張しなければならない。こうした場面で、労働安全衛生法の規定に基づく、産業医の作業場等の巡視を行った状況又は結果が分かる資料が不存在である場合には、「故意又は過失」及び「違法に」に関し、島根県の正当性を主張することが困難である。対象期間に、産業医による作業場等の巡視が行われたにもかかわらず記録が作成されておらず保存されていないということは、「当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証すること」が困難である。また、訴訟の書証となりうる資料は、「処理に係る事案が軽微なものである場合」に該当する余地はない。

カ 衛生管理者についても、労働安全衛生規則第11条第1項において、衛生管理者の作業場等の巡視の頻度に関わる記載があり、「少なくとも毎週一回」とされている。

2つの対象期間においては、令和3年4月4日日曜日から令和3年6月26日土曜日までに満12週ある。そして、令和3年7月4日日曜日から令和3年9月25日土曜日までも満12週ある。つまり、「少なくとも毎週一回」の頻度の衛生管理者による作業場等の巡視が履行されているならば、対象文書はそれぞれに少なくとも12回以上の衛生管理者による作業場等の巡視が行われたはずである。産業医の作業場等の巡視の件と同様に、2つの対象期間にそれぞれに少なくとも12件以上の巡視の状況又は結果にかかわる資料があつてしかるべきである。産業医の作業場等の巡視の場合と同様に公文書の作成及び記録の観点からも、2件の行政処

分では、対象文書の特定が不十分である。

- キ 衛生管理者が作業場等の巡視を実施した場合には、衛生管理者等の島根県の職員が産業医への伝達のために作成されたメモ等があつてしかるべきである。
- ク 衛生管理者や事業者が労働安全衛生法で定められた安全衛生活動を確実に実施し、事業者が安全配慮義務を果たしていることを証明する書類の一つとなる重要な意味を持つ資料であるから、作業場等の巡視の記録を衛生管理者又は巡視に同行した職員が作成していると予想することは社会通念上合理的である。すなわち、衛生管理者の巡視に関しても、2件の行政処分では対象文書の特定が不十分である。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の弁明書による主張の要旨は次のとおりである。

- (1) 島根県庁における職場の巡視については、労働安全衛生規則に基づく衛生管理者・産業医の巡視のほか、島根県職員安全衛生管理規程第13条の4により、本庁の課、室、事務局及び企業局本局にあつては職員の健康管理に関する事務を所掌する課長代理又はグループリーダーが衛生推進者として、職場の巡視を含む衛生管理者の職務を行っており、職員の健康障害を防止するための必要な措置を講じることができることとされている。
- (2) また、島根県庁では、毎月、本庁安全衛生委員会を開催し、産業医・衛生管理者・主管課長・労働組合の推薦により選任された委員により、次に掲げる事項を調査・審議している。（島根県職員安全衛生管理規程第18条第2項）
  - ① 職員の危険又は健康障害を防止するための基本となるべき対策に関する事項。
  - ② 職員の健康の保持増進を図るための基本となるべき対策に関する事項。
  - ③ 労働災害の原因の調査及び再発防止対策で安全及び衛生に関する事項。
  - ④ 前3号に掲げるもののほか、職員の危険又は健康障害の防止及び健康の保持増進に関する事項。
- (3) 公文書公開請求の対象期間である令和3年4月1日から令和3年9月30日の間に開催された本庁安全衛生委員会においては、職場の巡視について委員会に提出すべき事項がなかったため、これに係る調査・審議は行っていない。
- (4) これは、職場の巡視について特筆すべき事項がなかったことを示しており、それについて報告書がない点について、何ら不自然な点はないと考えられる。
- (5) また、法令上も作業場等の巡視に係る記録及び保管は義務づけられていないことから、対象公文書が不存在であるとする実施機関の主張は妥当である。

#### 5 審査会の判断

##### (1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるにあつての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個

人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

前記2(2)のとおり

(3) 関係法令について

労働安全衛生に関する関係法令の規定の概要は次のとおりである。

ア 産業医の巡視について

労働安全衛生規則第15条は、「産業医は、少なくとも毎月一回（産業医が、事業者から、毎月一回以上、次に掲げる情報の提供を受けている場合であつて、事業者の同意を得ているときは、少なくとも二月に一回）作業場等を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」ことを規定している。

イ 衛生管理者の巡視について

労働安全衛生規則第11条は、「衛生管理者は、少なくとも毎週一回作業場等を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに、労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない」ことを規定している。

(4) 本件対象公文書の存否について

ア 実施機関は、公文書公開請求の対象期間に開催された本庁安全衛生委員会においては、職場の巡視について委員会に提出すべき事項がなかったため、これに係る調査・審議は行っておらず、これは、職場の巡視について特筆すべき事項がなかったことを示しており、それについて報告がない点について、何ら不自然な点はないこと、また法令上も作業場等の巡視に係る記録及び保管は義務づけられていない旨主張している。

イ 当審査会は、産業医、衛生管理者の作業場等の巡視及びその確認方法に関して不明な点があるため、実施機関に対しその補足説明を求めたところ、次のとおりであった。

衛生管理者及び産業医の巡視については、関係法令と島根県職員安全衛生管理規程第13条及び第15条に基づき実施しているが、記録の作成や保管については求めている。

また、衛生管理者及び産業医は、巡視において安全衛生上の課題がある場合には直ちに必要な措置を講じることとされているが、その報告義務までは課されていない。

安全衛生上の課題があった場合に、優先すべきは健康障害を防止するための必要な措置についての迅速な対応であるため、事案発生時には、衛生管理者や産業医が職場と連携して対応することになるが、これについても記録の作成や報告を義務づけているものではない。

しかし、職員の安全及び衛生管理に重大な影響を及ぼす事案などは、衛生管理者または産業医の判断により、本庁事務所総括安全衛生管理者へ報告がなされ、その内容について、本庁安全衛生委員会で調査審議を行うことになると考えられる（対象期間において事案なし）。

特に、産業医については、島根県職員安全衛生管理規程第15条第2項により、

総括安全衛生管理者又は所属長への勧告や衛生管理者等の指揮、助言ができることとされている。

以上のとおり、巡視については、重大事案の発生や本庁安全衛生委員会からの求めがあった場合など特段の事情がある場合を除き、衛生管理者及び産業医に報告を求めることはしておらず、衛生管理者や産業医から主体的に報告を受けることとしている。

ウ さらに、審査請求人が主張する、島根県公文書等の管理に関する条例（平成28年3月25日条例第3号。）第6条における公文書作成の措置義務についても、実施機関に説明を求めたところ、次のとおりであった。

衛生管理者及び産業医の巡視により判明した職員の安全及び衛生管理に重大な影響を及ぼす事案などは、本庁事務所総括安全衛生管理者へ報告がなされ、その内容について、本庁安全衛生委員会で調査審議を行うことになると考えられる。このような場合は、事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証に必要なものとして、公文書の作成が必要であると認識している。

しかし、対象期間において、このような事案がなく、また労働安全衛生規則といった関係法令や、島根県職員安全衛生管理規程上も作業場等の巡視に係る記録の作成や保管を求めていることも踏まえると、今回の請求対象である衛生管理者及び産業医自身が実施した作業場等の巡視の状況又は結果がわかる資料については、島根県公文書等の管理に関する条例における文書作成の観点からも、必ずしも文書を作成しなければならない事由にあたらぬという認識である。

(5) 以上の実施機関の産業医、衛生管理者の作業場等の巡視及びその確認方法、並びに対象公文書作成の考え方についての説明を踏まえると、実施機関による、対象公文書が存在しないという主張が不自然であるとまでは言えず、他に対象公文書の存在を推認させるような事実も認められない。

なお、法律に定められている定期巡視が適切に行われていることなどについて、対外的に示すという意味でも、何らかの記録を残すことも望ましいのではないかと考える。もっとも、そのような事情は格別、対象公文書の存否の判断を左右するものではない。

(6) 審査請求人はその他様々なことを主張しているが、当審査会の上記の判断に影響を及ぼすものではない。

(7) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第180号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
令和 4年 11月 24日	実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
令和 5年 1月 26日 (審査会第1回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 2月 24日 (審査会第2回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 3月 23日 (審査会第3回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 4月 27日 (審査会第4回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 6月 1日 (審査会第5回目)	審議 (第1部会)
令和 5年 6月 29日 (審査会第6回目)	審議
令和 5年 8月 9日	島根県情報公開・個人情報保護審査会が実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿  
(令和4年度までは島根県情報公開審査会)

氏 名	現 職	備 考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長、第2部会長
清原 和之	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理、第1部会長
永野 茜	弁護士	第1部会
福間 恭子	行政書士	第1部会
熊谷 優花	弁護士	第2部会
マユー あき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	第2部会